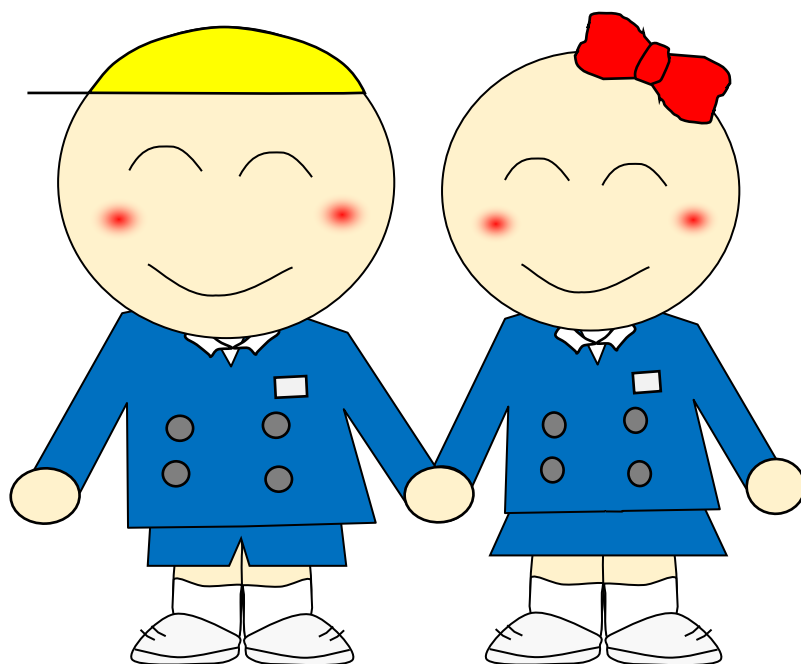




令和5年度

いじめ防止基本方針

いじめの未然防止・早期発見・早期対応・再発防止



いじめ解消率100%をめざして

令和5年5月改定
下関市立長府小学校

I 長府小学校いじめ防止基本方針の策定にあたって

本方針は、本校においていじめを未然に防ぐことを目的としており、「いじめ防止対策推進法（平成 25 年 6 月 28 日公布、9 月 28 日施行）」および、「山口県いじめ防止基本方針（令和 3 年 3 月）」に基づいて策定したものである。

II いじめの防止等に関する基本的考え方

1 いじめの定義

いじめとは、当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）によって、心身の苦痛を感じているものをいう。

※ いじめの認知にあたっては、特定の教職員のみによることなく、学校いじめ対策組織が中心となって積極的に行う。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目しつつ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして、いじめに該当するか否かを判断する。

この際、いじめには、多様な態様があることを鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努める。

具体的ないじめの態様には、以下のようなものがある。

- ・冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句を言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ぶつかられたり、暴力をふるわれたりする（遊ぶ振りを含める）
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられる
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗・中傷や嫌なことをされる 等

2 いじめの防止のための基本的考え方

いじめを根絶するためには、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」との認識のもと、学校・家庭・地域・関係機関が一体となって、未然防止に努めることが必要である。

具体的には、次の項目について重点的に取り組んでいく。

- ① 豊かな人間性と人権意識の育成
- ② いじめの早期発見・早期対応
- ③ 家庭・地域・関係機関との連携

Ⅲ 校内体制の確立

1 校内いじめ防止対策委員会の設置（法第22条より）

（1）対策組織

「校内いじめ防止対策委員会」を必要に応じて開催する。

定例会：学期に1回実施：6月1日（木）、11月2日（木）、2月1日（木）

（2）対策委員会の構成員

校長、教頭、生徒指導主任、教育相談担当、学年主任、養護教諭、SC

（必要に応じて、市教委から指導主事を招聘して指導助言を仰ぐ。）

- ・本組織を、学校におけるいじめの未然防止、早期発見、早期対応など、組織的な対応を行うための中核組織として常設する。
- ・必要に応じて、組織はSC、ガイダンスアドバイザー（GA※1）、スクールソーシャルワーカー（SSW※2）等の外部専門家を活用する。特に毎学期、スクールカウンセラーから講義やアドバイスをいただく。
- ・本組織の存在及び活動が、児童生徒・保護者に容易に認識される取組を行うように努める。

※1 GA（ガイダンスアドバイザー）

別室登校等をしている児童生徒を中心に、学校の不登校対応の支援を行う者

※2 SSW（スクールソーシャルワーカー）

関係機関等と連携を図った支援が必要な場合に対応・助言を行う社会福祉士
精神保健福祉士等

2 確実な情報共有と指導体制の強化

- ・全教職員が、いじめは「どの学校でも、どの子にも起こり得る」ことを共通認識するとともに、いじめの基本的な対応について理解しておく。
（山口県教委作成「問題行動等対応マニュアル」等参照）
- ・学級担任等の特定の教員が抱え込むことなく、速やかに情報を共有するシステムを構築し、管理職等への報告・連絡・相談を確実に行うことを徹底する。
- ・状況に応じて、速やかに「校内いじめ防止対策委員会」を開催する。
- ・対応に関しては、しっかりとした事実確認を行い、事実に基づいた指導や支援を行う。そのため、事実の概要、対応内容など必ず記録し、保管する。（各学年の生徒指導部を中心に行う）
- ・「校内いじめ防止対策委員会」が、いじめ事案の対応協議だけでなく、いじめの未然防止・早期発見・早期対応の機能を果たす場になるように努める。
- ・人間関係のトラブルにより連続3日以上欠席する場合には、市教委に報告する。（生徒指導主任）

3 教職員が児童と向き合うことができる体制の整備

- ・学校における業務改善を一層推進し、教職員が児童と向き合う時間を確保する。

4 教職員評価による評価・検証・改善

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け積極的に評価することで教職員の資質向上を図っていく。

5 教育委員会への報告・相談

- ・定期報告・・・毎月、「新たに認知」及び「継続支援中※」のすべての事案について報告する。
※「継続支援中」とは、事案発生後3ヶ月を経過しても、解消と認められないもの。
- ・臨時報告・・・学校において解決が困難と考えられる事案においては、直ちに報告する。

IV 未然防止の取組 ※「下関スタンダード生徒指導版」参照

1 豊かな人間性と人権意識の育成

豊かな人間性を育むために、学校の教育活動全体を通して「子どもたちの心を耕す」道徳教育の充実を図るとともに、「いじめは人間として、絶対に許されない」という人権教育に組織的・計画的に取り組む。また、「良好な人間関係を構築できる力」及び「自分の存在と他人の存在を認める態度」を育むように様、様々な教育活動を通じて取り組む。

2 いじめを許さない学校・学級づくり

- ・児童にどんな行為がいじめにあたるか理解させ、学校や学級内に、いじめの行為のみならず、周りではやし立てたり、傍観したりする行為も同様に許さない環境や風土をつくる。
- ・加害行為の抑止につながるよう、「いじめは許さない」という毅然とした対応をする。
- ・常に環境整備を心がけ、校舎内の落書きや掲示物の乱れがないよう気を配る。

3 児童の主体的な活動の充実

- ・児童会活動、学校行事など、児童が主体的に活動する場を工夫し、いじめの防止等について主体的に取り組んでいこうとする態度を養う。

4 日常的な行動のきめ細かな観察

- ・毎朝の健康観察、授業や休み時間、給食時間、清掃活動などを含め、「いじり」や「からかい」などの「いじめの兆候」を見逃さないように努める。

5 家庭・地域との連携

(1) 保護者や地域を対象とした研修会等の実施

インターネットを通してのいじめ等の問題について、研修会や懇談会を実施する。実施に当たっては、「長成校区青少年健全育成協議会」や「長府小学校学校運営協議会」と連携して企画する。

(2) 各種たよりや学校HPによる情報発信

学校だよりの発行やきらめきネット等を活用した情報発信に努める。また、「いじめ防止基本方針」を学校HPに掲載し、保護者や地域住民へ周知する。

(3) 地域や学校行事への積極的な参加

地域や学校行事への積極的な参加を促し、地域と連携・協力しながら「さわやか長府っ子」を育てるという意識や風土を高める。

6 小中連携での取組

- ・ 小学校、中学校の9年間の義務教育を通して、生活規律や学習規律の一貫した指導を行うことにより規範意識の向上をめざす。
- ・ 小中連携研修会等の機会を捉えて、生徒指導体方針や指導体制、学校生活の約束やきまりについて、教職員で共通理解する。

V 早期発見の取組

1 学校生活全体の中で、児童の表情や様子、言動などをしっかり見守る。

「いじり」や「からかい」は、受けた側が苦痛を感じれば「いじめ」であるという認識をもち、行き過ぎた「いじり」には、その都度教職員が適切な対応及び指導を行う。全教職員のいじめに係る認識をそろえて対応できるように学期に1度は研修を行う。

2 生活アンケートの実施と活用

毎週木曜日に「スマイルチェック」を実施する。保護者に対しては、学期末に「子ども見守りアンケート」を実施する。回収したアンケートは、担任と生徒指導主任、教育相談担当が確認をして、管理職に「報告・連絡・相談」を行う。

保管期間は、児童が卒業後5年間とする。

3 教育相談の充実

- ・ 教育相談実施計画（教育相談週間）による取組を確実に実施する。
- ・ スクールカウンセラーとの面談希望、または面談が必要と考えられる児童や保護者の情報について、教育相談担当教員がSCに相談・伝達をする。
- ・ いじめの加害者および被害者になりやすい児童については、「生徒指導ファイル」や「個別の教育支援計画」を参考にしながら適切な対応を図る。

VI 早期対応・再発防止の取組

1 初期対応 「いじめトラブル対応フロー図」に従って

(1) いじめ発覚直後 様式1「いじめトラブル認知報告書（速報）」

- ・ 管理職や生徒指導主任、学年主任等へ報告し、情報を共有する。
(分かっている範囲で、事実のみを速やかに報告する)

(2) 対応チームの結成

- ・ 管理職が情報を確認し、今後の対応の協議、役割分担等を行う。

(3) 関係児童への聞き取り 様式2「いじめトラブル対応確認票(続報)」

- ・関係する個々の児童の思いをしっかりと受け止めながら、いじめの詳細について聞き取りを行う。

2 いじめ防止対策委員会の招集

- ・校長は「いじめ対策委員会」を招集し、聞き取った内容(不明確なことがあれば再度聞き取り)をもとに、以下のことを協議する。
 - a 被害児童とその保護者への対応
 - b 加害児童とその保護者への対応
 - c 他の児童及び保護者への対応
 - d 関係機関等への支援要請(必要に応じて)
 - e 別室指導や出席停止等の措置の検討(必要に応じて)
- ・事案の概要、経緯及び対応については、必ず記録し、保管する。
- ・しっかりと事実確認を行い、事実に基づいた指導や支援を行うこと。
- ・学校外で起こった事案についても、いじめは、継続していることも多いため、慎重に対応する。

・ものの捉え方・感じ方は子供によって異なる。被害を訴えている子供の心情に寄り添い、心のケアを図ることに重点をおく。

3 関係児童への聞き取り

被害児童・保護者 《共感的理解に基づく指導・支援》

- ・信頼関係がある複数教職員が、個別に別室で聞き取りを行う。
- ・「報復を恐れて真実を語れない」ということがないように、「いじめは絶対許されない」「教職員が全力で安全を守る」ことをしっかりと伝える。
- ・「いじめに負けるな」などの叱咤激励は厳に慎む。
- ・家庭訪問を実施して、事案内容や指導方針などを保護者に丁寧に説明する。

加害児童・保護者 《再発防止に向けた指導・支援》

- ・いじめの具体的な行為(冷やかし、仲間はずしなど)を確認する。
- ・叱責や説教などにととまらず、自己の問題点に気づかせて深い内省を促す。
- ・生育歴や家庭環境などの背景にも留意しながら指導をする。
- ・保護者への連絡を行い、今後の指導方針について一緒になって考える。

周囲の児童・保護者 《安心感をあたえる指導・支援》

- ・「いじめは絶対に許されない」という姿勢を示し、学校・学年・学級全体の問題として捉えさせ、安心して学校生活を送れるように語りかける。
- ・観衆や傍観者もいじめに加わっていることと同じであることを認識させる。
- ・重大事案の場合、加害・被害児童および関係保護者の理解のもと、臨時の保護者会などを開催して、事案の状況説明をする。

4 いじめの解消について

- ・ いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが解消している状態とは、少なくとも次に2つの要件が満たされている必要がある。
 - ・ いじめに係る行為が相当の期間継続して止んでいること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。
 - ・ 被害者児童が心身の苦痛を感じていないこと。心身の苦痛を感じていないかどうかについては、被害者児童及びその保護者に対し、面談等により確認することで判断する。
- ※上の2つの要件を満たしている場合も引き続き、きめ細やかな見守り・支援を行う。

5 再発防止に向けた取組

- ・ 3ヶ月後も児童や保護者と情報交換を行い、年度末には、事案、対応内容、現状について引き継ぎを行う。（生徒指導部による記録）

VII ネット等を利用したいじめへの取組

1 情報モラルの充実

- ・ 校内でのタブレット利用や家庭での使用の仕方等、機会をみて、情報モラル教育を計画的・系統的に実施する。「長府小学校タブレットを活用するためのルール」の確認は年度初めの4月に必ず行う。
- ・ 児童、保護者に対し、トラブルに巻き込まれないように、ネット等の利用の仕方、使用に伴う危険性、適切な人間関係づくりのあり方について指導を行う。

2 対応について

- ・ ネット上のコミュニティサイト等への書き込みは印刷、撮影等をして記録し市教育委員会へ報告する。
- ・ 必要に応じては、やまぐち総合教育支援センターのネットアドバイザーに相談する。
- ・ なりすまし等の悪質な事案については、警察と連携し、早期解決を図る。

Ⅶ 年間活動計画(未然防止、早期発見、早期対応、再発防止)

	実施月	実施内容	対象者	担当者
一学期	4 月	小中連絡会	関係職員	教頭
		タブレットを活用するルールの確認	全校児童・教職員	情報担当
	5 月	運動会	全校児童	体育
	6 月	1 年生を迎える会	縦割り班活動	特別活動
		スマホ携帯教室	5・6 年	情報担当
		教育相談週間・アンケート	全校児童	教育相談
		QU テスト（学校生活満足度調査）	全校児童	教務
		幼保小連絡会	教職員	教務
二学期	9 月	修学旅行	6 年児童	6 年担任
		宿泊学習	5 年児童	5 年担任
	10 月	いじめ絶対ダメ！メッセージ（標語コンテスト）	全校児童	生徒指導
		人権参観日・講話	全校児童、教職員、保護者	人権担当
		小中合同学校運営協議会	関係職員	教頭
	11 月	教育相談・アンケート	全校児童	教育相談
		QU テスト（学校生活満足度調査）	全校児童	教務
		校内教育支援委員会	関係職員	特別支援
		中学校見学会	6 年児童	教務
	1 月	教育相談・アンケート	全校児童	教育相談
		幼保小連絡会	1 年児童・関係職員	教務
		四王司登山	縦割り班活動	特別活動
		6 年生を送る会	縦割り班活動	特別活動
		小中連絡会	関係教職員	教務
		長成中予備入学	関係教職員	教務
その他	○スマイルチェック（毎週）～学校生活についてのアンケート			
	○代表委員会（5・10・1 月）			
	○スマイル班活動（6、7、9、10、11、1、2 月）～異学年交流			
	○小中あいさつ運動（5、6、7、9、10、11、1、2 月）			
	○OSC による教育相談			
	○保護者アンケート、懇談会			
	○生徒指導部会及び児童理解の会（毎月実施）			
	○いじめ防止対策委員会（6、11、2 月、他適宜）			
	○校内研修（いじめ対応）			
	○学校運営協議会（5、10、2 月）			
	○青少年健全育成協議会			

IX 重大事態への対応

(生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるいじめ等への対応)

1 重大事態の判断

暴力行為や不登校等の事案が、法第28条による重大事態であるか否かについては、事案の背景にいじめが関連していないか、関係する児童生徒や保護者等から情報収集し、事実関係を整理した上で、対策委員会において判断する。判断に当たっては、下関市教育委員会から指導助言等を得る。

【重大事態とは】

① いじめにより児童生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき (法第28条第1項第1号)

※「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」とは

- ア. 児童生徒が自殺を企図した場合
- イ. 身体に重大な障害を負った場合
- ウ. 金品等に重大な被害を被った場合
- エ. 精神性の疾患を発症した場合 等

② いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき (法第28条第1項第2号)

※「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」とは
年間30日（不登校の定義）を目安とするが、一定期間連続して欠席しているような場合等は、学校または市教委が該当の可否を判断する。

- ・ 重大事態への対処に当たっては、いじめを受けた児童生徒や保護者の申立てがあったときは、適切かつ真摯に対応する。 (法案に対する附帯決議の5)

2 重大事態への対応

事案の重大性を踏まえ、たとえ不都合なことがあったとしても、事実にしかりと向き合いながら、いじめの全容解明と早期対応に向けて取り組む。

そして、いじめ防止対策委員会を中心として迅速・的確かつ組織的に対応する。

※参照 別紙「重大事態への対応フロー図」

IX 本方針の改訂

国や県、市の基本方針の見直しがあった時、あるいは、長府小学校いじめ防止対策委員会が見直しの必要があると認める時は、本方針をより実効性のあるものに改定していくものとする。

いじめトラブル認知報告書（速報）

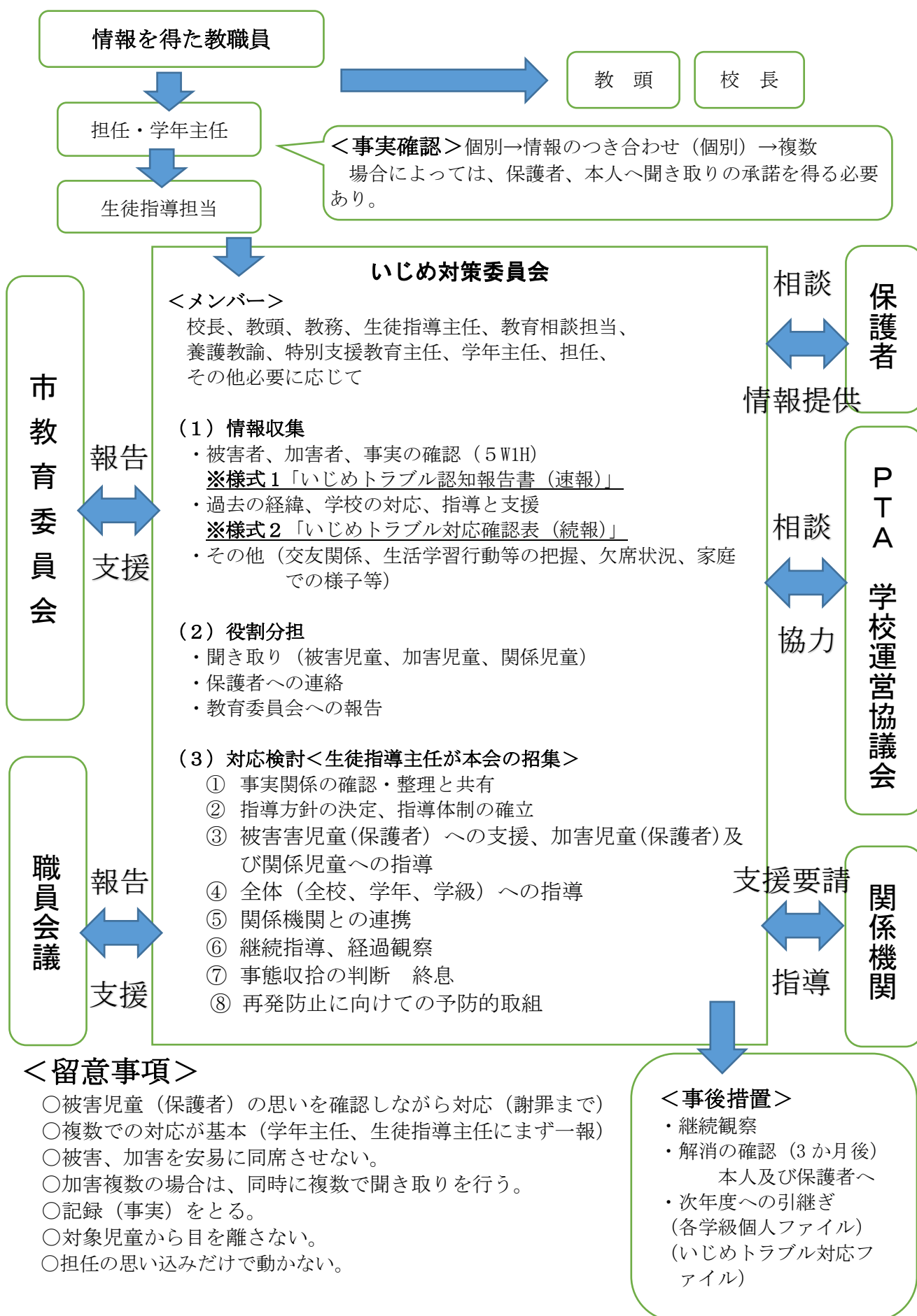
確認事項	具体的な事実
発生日時 (確認日時)	令和 年 月 日 () (本人から直接・アンケート・教職員が発見・保護者からの訴え)
発生場所 (確認場所)	
被害児童 (被害と思われる児童)	年 組 (男・女)
加害児童 (加害と思われる児童)	年 組 (男・女) 複数の場合 年 組 年 組 年 組 年 組 年 組 年 組
内容と状況	<きっかけ・具体的な状況 等>被害・加害が明確でない () 【いつ、どこで、誰が、誰に対し、何を、どのようにして、どうなったのか】
記入者	

いじめトラブル対応確認票（続報）

確認事項	具体的な事実																				
過去の経緯	【いつ頃から、どんなことが行なわれていたのか】																				
学校の対応	チェックリスト（実施済み ☒ チェック） <table border="1"> <tr> <td>☐</td><td>校長・教頭への連絡</td><td>☐</td><td>周囲にいた児童の指導・支援</td></tr> <tr> <td>☐</td><td>いじめ対策委員会の設置</td><td>☐</td><td>被害児童の保護者への連絡</td></tr> <tr> <td>☐</td><td>事実確認（聞き取り、アンケート）</td><td>☐</td><td>加害児童の保護者への連絡</td></tr> <tr> <td>☐</td><td>被害児童のケア</td><td>☐</td><td>SC等への連絡・相談</td></tr> <tr> <td>☐</td><td>加害児童の指導・支援</td><td>☐</td><td>教育委員会への一報</td></tr> </table>	☐	校長・教頭への連絡	☐	周囲にいた児童の指導・支援	☐	いじめ対策委員会の設置	☐	被害児童の保護者への連絡	☐	事実確認（聞き取り、アンケート）	☐	加害児童の保護者への連絡	☐	被害児童のケア	☐	SC等への連絡・相談	☐	加害児童の指導・支援	☐	教育委員会への一報
☐	校長・教頭への連絡	☐	周囲にいた児童の指導・支援																		
☐	いじめ対策委員会の設置	☐	被害児童の保護者への連絡																		
☐	事実確認（聞き取り、アンケート）	☐	加害児童の保護者への連絡																		
☐	被害児童のケア	☐	SC等への連絡・相談																		
☐	加害児童の指導・支援	☐	教育委員会への一報																		
指導・支援	【誰が、どのような指導・支援をしたのか】簡条書きで簡潔に ＜被害児童＞ ・ ＜加害児童＞ ・																				
対応のレベル	<table border="1"> <tr> <td>☐</td><td>学校で対応</td><td>☐</td><td>関係機関との連携が必要</td><td>☐</td><td>重大事案になる可能性有り</td></tr> </table>	☐	学校で対応	☐	関係機関との連携が必要	☐	重大事案になる可能性有り														
☐	学校で対応	☐	関係機関との連携が必要	☐	重大事案になる可能性有り																
今後の方針	【防止策や具体的指導等】																				

いじめトラブル対応フロー図

下関市立長府小学校



重大事態への対応フロー図

